

令和 3 年度 市民税・県民税 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※コピーしてご使用ください。

処理事項	1.現年度	2.新年度	3.両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号			
宛 名 番 号			
この届出書 に 応答さ れるか た	係・氏名		
	電 話	( ) - 番	

必ず右づめで記入してください。

青森市長宛 令和 年 月 日 提出		(義 務 者 特 別 徴 収 者 給 与 支 払 者)	所 在 地 または 住 所 名 称 または 氏 名 法人番号または 個人番号(右づめ)	〒									
給 与 所 得 者			(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
フリガナ			特別徴収税額 (年 税 額)	徴 収 済 額	未徴収税額 (ア) - (イ)	年 月 日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. 閉 鎖 7. ( )		1. 特別徴収継続 1欄に記入 (残税額を新しい勤務先で継続して徴収する場合) 2. 一括徴収 2欄に記入 (給与支払者が、残税額を退職時に一括して徴収し納入する場合) 3. 普通徴収 3欄に記入 (残税額は本人が納付書により納付する場合)				
氏 名	(旧姓 )		円	月分から 月分まで	円	年	※1~6に該当しない場合は、7に具体的な理由をお書きください。 本人からの申し出や事業所が税額を徴収していなかったなどの理由によって普通徴収へ切り替えることはできません。						
個人番号						月							
1月1日 現在の住所	〒					日							
異 動 後 の 現 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)												

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。なお、異動前に提出する場合は、(イ)欄の徴収済みの最終月と徴収金額の記入誤りに注意してください。

1. 特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

フリガナ		
新しい 給与支払者 (特別徴収義務者)	(特別徴収義務者指定番号 )	
所 在 地 または 住 所	〒	
業 種	電話 ( ) - 番	
新勤務先へは月割額 円を □ 月分から徴収し納入するよう連絡済みです。		
新しい受給者番号	(必要な場合のみ記入)	

2. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由	1. 異動が令和3年12月31日までで、申出があったため ( 月 日 申出)		
	2. 異動が令和4年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		
徴収予定年月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	徴収税額は □ 月分で納入 します。 ( 月 日 納期限分)
・ ・	円		
・ ・	円	円	

3. 普通徴収の場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収しない場合、次のいずれかを選択してください。	
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため	
2. 5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため	
3. 死亡による退職であるため	

1 月 1 日 から 退 職 時 まで の 給 与 支 払 額	円	1 月 1 日 から 退 職 時 まで の 社 会 保 険 料 控 除 額	円
---------------------------------------	---	---	---

※受け付けした控えが必要な場合は、届出書のコピー及び切手を貼った封筒を同封してください。

※退職者の残税額についてはできるだけきり一括徴収するように協力ください。